

保険仲立人テキスト 1〔法令・倫理〕 2026年版

訂正表

掲記テキストに誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。お手数ですが、該当箇所を下記に差し替えてご使用ください。

●P. 7 ①保険株式会社

誤	<p>(注) ㈱かんぽ生命保険</p> <p>簡易保険は、従前は国営保険であったが、いったんは2003（平成15）年から事業形態が公社化され、日本郵政公社によって運営されていた。さらに、2003（平成15）年の郵政民営化関連法の成立によって㈱かんぽ生命保険が設立され、簡易保険は、同社により運営される民営保険となった。したがって、現在、㈱かんぽ生命保険は、民間の生命保険会社として、保険業法の規制対象となっている。</p>
正	<p>(注) ㈱かんぽ生命保険</p> <p>簡易保険は、従前は国営保険であったが、いったんは2003（平成15）年から事業形態が公社化され、日本郵政公社によって運営されていた。さらに、<u>2005（平成17）年の郵政民営化関連法の成立によって2006（平成18）年に株式会社かんぽが設立され（2007（平成19）年に㈱かんぽ生命保険に商号変更）</u>、簡易保険は、同社により運営される民営保険となった。したがって、現在、㈱かんぽ生命保険は、民間の生命保険会社として、保険業法の規制対象となっている。</p>

●P. 130 ②保険仲介業務における取扱商品の規制 aとh

誤	<p>a. 特定保険契約（変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、外貨建年金保険、解約返戻金変動型保険、解約返戻金）</p> <p>h. 次のいずれかの保険契約（年間保険料が5,000円以下の保険契約を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金額1,000万円以下の生命保険契約 ・ 保険金額2,000万円以下の損害保険契約 ・ 保険金額600万円以下の第三分野の保険契約 ・ 保険期間が無期限の保険契約（終身保険など）
正	<p>a. 特定保険契約（変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、外貨建年金保険、解約返戻金変動型保険、解約返戻金変動型年金保険）</p> <p>h. 次のいずれかの保険契約（年間保険料が5,000円以下の保険契約を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金額1,000万円を超える生命保険契約 ・ 保険金額2,000万円を超える損害保険契約 ・ 保険金額600万円を超える第三分野の保険契約 ・ 保険期間が無期限の保険契約（終身保険など）